

# CAPNA

## キャプナニュースレター64号

麦わら帽子、セミ取り、水遊び、盆踊り・・・夏色の思い出は、いくつになってもみずみずしさを失わないものですね。

今の子どもたちは、どんな思い出を夏につくることができるのでしょうか。身近な自然や、いつも遊んだ友達や、地域のさまざまな行事から切り離されていく社会の中で、親も子もあえいどのように見えます。

CAPNA は、15年目の夏を迎えました。

# Vol. 64

第15回定時総会が開催されました。

5月30日(日)新しい建物のウィンクあいちを会場に、第15回総会が開かれ、15周年を迎えるCAPNAの活動の節目となる総会となりました。理事長挨拶やご来賓の方々の挨拶から、これからのCAPNAに対する期待を受け止めて、思いも新たに更なる抱負を掲げて活動の継続を願う気持ちになりました。

総会に引き続いて「CAPNAつなぐ会」が開かれました。今年のはじめての取り組みとして、総会の会場をそのまま使用して、CAPNAのさまざまな活動をお互いに報告して理解を深める場とすることを考えてみました。会場を改めて別に開催するよりは、多くの皆様に参加していただくことができました。

その後引き続き、電話相談員全体会が開かれたので、たくさんのスケジュールが詰まった一日となりました。皆様のご意見ご感想をいただき、よりよい方法を考えていければと思います。

朝日新聞文化事業団助成金事業セミナーが開催されました。

6月11日(金)から13日(日)の3日間、会場ウィンクあいちで「虐待予防のための家庭支援の実際」と題して、アメリカから講師を招いての研修が行われました。多くの方々に参加いただき、これからの家庭支援のあり方を学ぶことができました。



### チャリティウォークソン

今年もACCJのチャリティウォークソンが行われました。5月23日、あいにくの雨模様のお天気となりましたが、会場の鶴舞公園でウォーキングに参加してTシャツを購入した収益金が寄付いただける取り組みです。CAPNAも毎年寄付金を頂いています。

ボランティアの学生さんにも協力していただき、CAPNAの活動をアピールしていただきました。

CAPNA 市民講座のご案内：ぜひご参加ください。

9月30日(木)アレックスビル1階会議室 18:30～ CAPNA 会員酒井智帆さんによる「スリカンカの子どもたち」

**ご寄付** 皆様からご寄付をいただきました。心より御礼申し上げます。

【個人】 (2010.4.1～2010.6.30分、順不同・敬称略)

朝見巴幸、岩城正光、矢満田篤二、岡崎仁美、服部恵子、植田有里子、永谷和之、悟道軒圓玉、森亮爾、向山富雄、吉田衣里、国森佳子、池田正順、棚橋昌子、伊藤幸子、五十嵐ベティ、岡本洋子、竹内克旨、加藤知子、後藤宗理、赤田初穂、今井正人、岡千弘、高田宏三、水無瀬量瑞、近添雅行、近藤千加子、原千賀子、大川能子、北原和子、柳川佳延、岩月淳、成田萌子、服部高子、他匿名14名

【団体】名古屋SORA ソンタクラブ、愛知県弁護士会、名古屋葵ロータリークラブ、国際ソロプチミスト名古屋

### CAPNA ニュースレター 64号

2010年8月5日発行

発行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-4-404 TEL.052-232-2880 FAX.052-232-2882

印刷 社会福祉法人名古屋ライトハウス光和寮

# 子どものための親権制度とは・・・

## 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク大会報告

第8回日本子どもの虐待防止民間ネットワーク大会は、社会福祉振興助成費補助金事業として、6月19・20日に、名古屋市中区のK Rホテル名古屋で開かれ、約100人が参加しました。国立武蔵野学院院長の相澤仁さんが「コミュニティの中の社会的養護～つながりのあるケアを目指して～」の演題で基調講演。各市民団体の活動報告や分科会などのほか、親権制度についての国の議論の中身が紹介され、関心呼びました。主な内容を報告します。（兼田智彦）

「親権制度の改正」について話したのは、日本子どもの虐待防止民間ネットワーク副理事長で日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事の磯谷文明さん。磯谷さんは、法務省の「児童虐待防止のための親権制度研究会」に参加しています。

現在の民法には「親権」として、虐待を正当化する恐れのある「懲戒権」や、監護・教育権、財産管理権などが定められており、虐待防止の観点から「親権制限」の柔軟な規定を設けるべきだという声が上がっていました。

同研究会がまとめた報告書では、親権が「子どもの利益のために行使されるべき」であることを、民法に盛り込むこと、民法822条の懲戒権に関する規定を削除すること、などについて触れているそうです。懲戒権規定の削除については、国民に「しつけができなくなる」という誤解を与えないようにすることが大事、という指摘もあったそうです。

2007年に改正された児童虐待防止法では、養護施設などに保護（強制入所）した児童への接近禁止命令を新設しましたが、これをより広く一時保護、同意入所、さらには自立している子ども、親族に身を寄せている子どもにも適用範囲を広げることについても、同報告書は論点として挙げているそうです。

「保護者に対する児童相談所の指導に裁判所が関与すべきか」という点については、児童相談所の現場からは根強い要望があるが、裁判所の関与の有効性や、行政と司法の役割分担の在り方といった面から消極論もあるようです。

今後の予定として、法制審議会では7月下旬ころを目途に中間試案を取りまとめ、法改正の方向性が出れば来年度の通常国会に法案上程を目指すようです。

このほか、杉上春彦さん（厚生労働省虐待防止対策室長）の講演があり、児童虐待の現状や現在の施策について説明していただきました。

## 不安の連鎖を断つ社会的養護を

### 相澤仁さんの基調講演要旨

子ども・養育者・地域社会の環境の相互作用が悪循環に陥ると不適切な養育となり、結果的に子どもが被害者となる虐待などに陥ってしまい、社会的養護が必要になる（右面の図参照）。

虐待などを受けた子どもの心理状態について、子どもは次のような不安を持つ。

共に生活できなくなる不安（分離不安）

この先どうなるのだろうかという不安（見通しがもてない不安）

誰も世話をしてくれないのではないかと不安（見捨てられ不安）

新しく関係をもつ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）

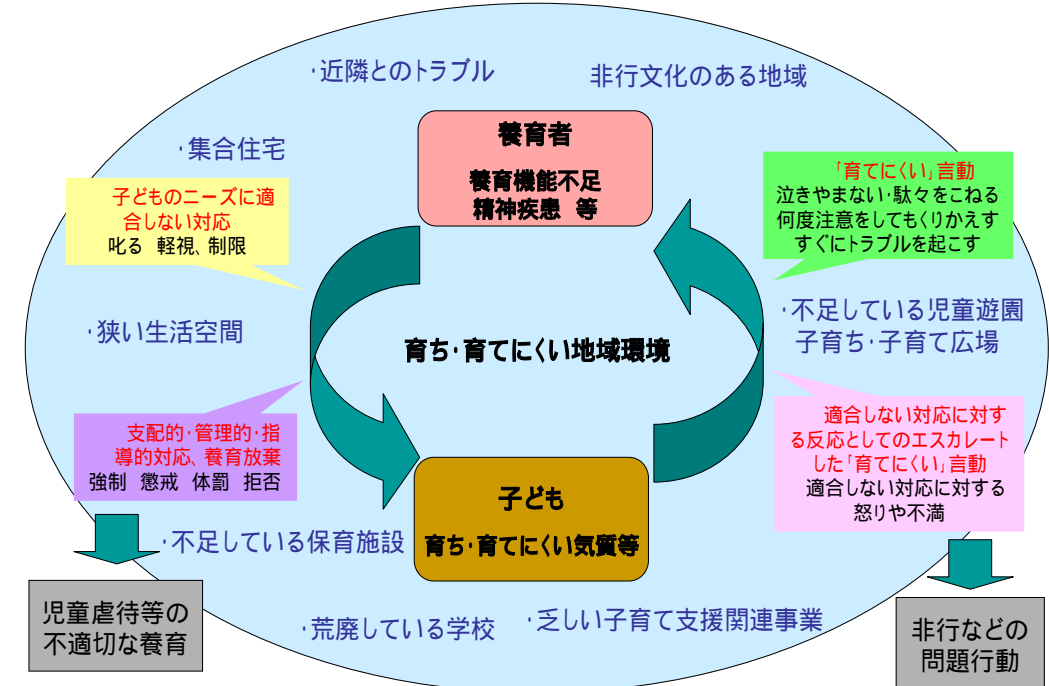
自分が変わる事・変わらないのではないのかという不安（抵抗）（自己変容への不安）

誰からも認めてもらえない価値のない人間ではないのかという否定的な感覚・認識

不安定な子どもの中に身を置くことにより、施設の職員自身が不安になることから、コントロール（規則、罰を与えるなどによる制限）したくなるが、大切なのは、子どもの不安を解消すること。子どもが「守られること」だ。

かけがえのない大切な存在であることをくりかえし、職員自らの行動や態度などによって伝える。決してこちらから見捨てることはない、いつもそばにいて必要な時に手をさしのべる、と繰り返し伝えていく。ここを退所したからといって関係が切れることがない、と実感できるようにする。

### 社会的養護が必要になる発生メカニズム = 子ども・養育者・地域環境との相互作用の悪循環 =



子どもの自立とは、経済自立 生活自立 心理的自立 市民的自立 に分類できる。

経済的自立は、就職の実現と継続によって得られるもの。生活自立は基本的生活技術の獲得が必要だ。心理的自立は、自分で決めその結果に責任を持つこと。市民的自立は、社会的規範や公共性を身に付け、選挙権を行使したり、国民の義務を遂行することなどが挙げられる。これらが、社会的養護の目指すものである。

これからの社会的養護は、つながりのあるケア・支援システムの構築が重要になる。

従来の「保護機能」中心の狭義の社会的養護から、支援・補完機能を含めた広義の社会的養護へと変わっていくことが大切だ。「相談 支援 補完 保護 補完 支援 相談」と連続性のあるスモールステップが可能なシステムにしていく必要があり、そのためには民間団体などの積極的な活用が大切になる。

関係性・居場所の連続性を確保することのできる市区町村を中心にしたケア・支援システム、里親の種類の拡充（里親のプロ化）、多機能化・小規模化・運営の弾力化による施設の機能再編成、地域支援ネットワークの協働・連携、国家資格化などによる専門性の人材育成・確保、行政の各対策・分野を横断する形で、「家庭」を対象にした総合的な包括支援システムが望まれる。「個人」への支援から「家庭」の支援へと変わっていくべきだ。